

基本仕様書(企画提案時)

※ 業務委託契約締結時の最終的な仕様書は、本提案競技における最優秀提案者と提案内容をもとに協議を行い決定する。

1 委託件名

令和8年度 福岡市内産花きマーケティング事業業務委託

2 目的

福岡市では、西区の北崎や元岡など県下有数の花き産地に恵まれており、バラ、ストック、トルコギキョウ、ガーベラなどが多く生産されている一方で、切り花の消費額は52都市中50位(※)となっている。

本業務では、花きの消費に関する基礎調査を行い、その結果を踏まえた効果的なプロモーションを実施し、福岡市内産花きの消費拡大につなげることを目的とする。

※令和7年 家計調査「世帯あたり切り花年間支出額」(総務省統計局)

3 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部政策企画課 他

4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

(1) 基礎調査

① 他都市調査

- ・ 総務省統計局による家計調査「世帯あたり切り花年間支出額」における支出額が高く、特徴のある都市について、その要因や施策及び取組みを調査すること。

【参考】

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&stat_infid=000040409546

- ・ 調査する都市は、10都市以上とすること。

② 消費者アンケート調査

- ・ 主に福岡市在住の消費者のうち幅広い年齢層を対象に、花きの消費に関するアンケートを実施すること。
- ・ サンプル数は、概ね500以上とすること。
- ・ 「花きを購入する習慣がある人」と「花きを購入する習慣がない人」で質問内容を分け、花きの消費拡大に向けた施策及び取組の検討につなげるものとする。

③ 福岡市内産花きのストーリーの発掘

- ・ 福岡市内産花き(※1)のうち、概ね5品目以上について、特徴や生産のこだわり(※2)、写真(※3)等を整理するとともに、消費者が「買いたい」「使いたい」と思うようなストーリーを発掘し、記事やPOPなどにより見える化を行うこと。
- ・ 記事やPOPなどは、広く公開することを前提とし、福岡市内産花きの魅力が効果的にPRできるもの作成すること。

- ※1 参考：「福岡市農林水産統計書(令和6年度)」 P11、P26
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/nosui/n-shinko/life/nousuitoukei.html>
- ※2 市によって関係者にヒアリングを実施中であり、事業者決定後に共有予定。
 不足する場合は、必要に応じて、市と協議の上、事業者により追加で関係者ヒアリングを実施すること。
- ※3 市が保有する写真データについては、事業者決定後に共有予定。
 不足する場合は、必要に応じて、市と協議の上、事業者により追加で写真撮影を実施すること。

【①②③共通事項】

- ・ 内容、時期、規模、手法等について市と事前に協議の上、実施すること。
- ・ 基礎調査は、プロモーション実施前に実施の上、調査結果を市に提出すること。

(2) プロモーション

- ・ 下記のターゲット及び目指す姿にあわせ、それぞれのプロモーションを実施すること。

ターゲット	目指す姿
①花きを購入する習慣がある人	福岡市内産花きに興味を持ち、継続的に福岡市内産花きを購入するようになる
②花きを購入する習慣がない人	花きに興味を持ち、継続的に花きを購入するようになる

- ① 花きを購入する習慣がある人
- ・ プロモーションを2回以上実施すること。
 - ・ 福岡市内の花関連事業者と連携し、エンドユーザーである消費者が福岡市内産花きに興味を持ち、継続的に購入することが期待できる内容とすること。
 - ・ プロモーション実施に使用する花きは福岡市内産とすること。また、仕入れについては、受託者の責任で行うこと。
- ② 花きを購入する習慣がない人
- ・ プロモーションを5回以上実施すること。
 - ・ 花き業界以外の業界(音楽、スポーツ、ゲーム、アニメ、アート、飲食店など)と連携することにより、エンドユーザーである消費者が花きに興味を持ち、継続的に購入することが期待できる内容とすること。
 - ・ 対象は、「(1)基礎調査 ②消費者アンケート調査」で判明した「花きを購入する習慣がない人」が多いグループ・属性、又は花きの消費額が低い若年層を中心とすること。
 - ・ プロモーション実施に使用する花きは、可能な限り福岡市内産とすること。また、仕入れについては、受託者の責任で行うこと。

【①②共通事項】

- ・ 「(1)基礎調査 ①他都市調査」及び「(1)基礎調査 ②消費者アンケート調査」を参考に、プロモーションの企画を行うこと。
- ・ 各プロモーションの実施に際しては、事前に KPI を設定のうえ、当該 KPI に基づき効果検証を行い、次回以降のプロモーションにおける改善に資すること。
- ・ 「(1)基礎調査 ③市内産花きのストーリーの発掘」で作成した記事や POP などを積極的に活用すること。
- ・ 福岡市内産花きがより広く周知され、消費拡大につながる効果的な広報等(各種メディア、SNS の活用等)を行うこと。

- ・ 動画等の作成及び SNS への掲載や放映等を行う場合は、撮影において必要な許認可や関係者との調整、出演者からの同意や権利関係の許諾手続きなどの一切を行うこと。
- ・ イベントやキャンペーン等の取り組みを実施する場合は、会場設営、運営体制の確保、資機材の調達、コンテンツの制作、出展・出演者調整、イベント実施、関連事業者との調整等、イベントに係る運営業務の一切を行うこと。また、事前に運営マニュアルを作成し、市へ提出すること。
- ・ 本業務を実施するにあたり、地域、警察、保健・衛生当局、施設管理者、出演者、関係事業者と必要な交渉及び調整の一切を行うこと。
- ・ その他、本業務を実施するにあたり必要となる許認可などの一切を行うこと。
- ・ 内容、時期、規模、手法等について市と事前に協議の上、実施すること。

(3) 報告書作成

① 中間報告書

- ・ 令和8年12月末までに、それまでに実施した内容について電子データで取りまとめ、市に提出すること。

② 完了報告書

- ・ 業務完了後、速やかに完了報告書を電子データで提出すること。
なお、同報告書には、業務を実施したことが証明できる書類や写真等を使用するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とすること。
- ・ また、同報告書では、次年度以降の本事業の展開について、効果検証を踏まえた改善策や効果的な手法等を含め提案すること。

6 実施体制・スケジュール

- (1) 受託者は本業務を円滑に実施するため、すべての業務を統括する責任者(業務遂行責任者)を選任し、市に届け出ること。また、各業務内容を確実に遂行するために適切な要員を配置すること。
- (2) 契約締結後、速やかに事業スケジュールを市に提出すること。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、進捗状況については随時市に報告すること。

7 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で制作された物(以下「制作物」という。)に係る著作権は市に帰属するものとし、市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2) 市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、市が認める場合には、受注者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (3) (2)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (4) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。
- (5) 受注者は、納品する制作物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、制作物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (6) 市は、制作物の内容(デザイン、設計等を含む。)を自由に変更することができるもの

とする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、福岡市農林水産局総務農林部政策企画課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。
- (3) コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」(2009年10月発行)に従うこと。
- (4) 納品するデータは、Word、Excel、PowerPoint 等 Office ファイルで作成すること。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成23年福岡市規則第51号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1)個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、

可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報と正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報

資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、年に1回以上、原則として実地検査を行うほか、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

なお、実地検査を行うに当たっては、別添「個人情報・情報資産の委託先監督チェックリスト」により確認を行うものとする。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。